

鳥取県告示第77号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年2月5日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
高江地区土地改良事業共同施行組合	非補助土地改良事業高江地区農用地造成	平成24年3月26日